

掛川市条例第48号

掛川市大須賀運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市大須賀運動場条例の一部を改正する条例

掛川市大須賀運動場条例（平成17年掛川市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

野球場・陸上競技場	午前6時から午前8時30分まで	720円
-----------	-----------------	------

を

野球場・陸上競技場	午前6時から午前8時30分まで	800円
-----------	-----------------	------

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市大須賀運動場条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、施行日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。